

豊情個審答申第44号
平成26年(2014年)11月11日

豊中市教育委員会委員長
奥田至蔵様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報不訂正等決定処分につ
いて(答申)

平成25年12月12日付け豊教総1026号で諮問を受けた審査請求につ
いては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育委員会が行った、審査請求人に係る授業アンケートを削除しないとの決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 削除請求

審査請求人〇〇〇〇、〇〇〇〇、及び〇〇〇〇（以下「審査請求人ら」という。）は、平成 25 年 11 月 1 日、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 43 条第 1 項の規定に基づき豊中市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「校長が収集した本人に係る授業アンケート」は、条例第 7 条に違反して本人外収集されたものであるため削除を求めるとして、自己情報の削除請求（以下「本件削除請求」という。）をした。

2 豊中市教育委員会教育長の決定

豊中市教育委員会教育長は、同年 11 月 28 日、本件削除請求に対し、本件個人情報は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 46 条に規定する『都道府県委員会の計画』として大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が定めた『教職員の評価・育成システム』の一部であり、当該アンケートにより収集した請求者の職務に関する情報は、条例第 7 条第 2 項第 2 号に規定する、法令等に定めがあるときに該当する」との理由を付して自己情報不訂正等決定（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人らに通知した。

3 審査請求

審査請求人らは、〇〇〇〇を代理人とし、同年 12 月 4 日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

4 審査会への諮問

実施機関は、同年 12 月 12 日、条例第 52 条の規定に基づいて豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

5 併合審査

審査請求人らの審査請求の趣旨は同じであり、また、同一の代理人に委任していることから、併合して審査した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、審査請求人らに係る授業アンケートを削除することを求める。

第四 審査請求人らの主張の要旨

審査請求人らの主張は、審査請求書、反論書、再反論書の記載内容及び口頭意見陳述

の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 地教行法第 46 条には、個人情報をも本人以外から収集するとは規定されていない。同条の趣旨は、地方公務員法第 40 条においては「任命権者が」勤務成績の評定を行うところ、県費負担教職員については都道府県委員会の計画に基づき、市町村委員会が評定を行うことを明確にしたものであり、個人情報の本人外収集ができることを定めたものであるはずがない。
- 2 府教育委員会が定めた規則・要領は、条例第 7 条第 2 項第 2 号の「法令」には含まれない。勤務成績の評定のために府教育委員会が規則や要領を定めることはできるとしても、これらの規則や要領を根拠に個人情報の本人外収集ができるわけがない。
- 3 府教育委員会が定めた「府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則（平成 16 年大阪府教育委員会規則第 13 号。以下「府教育委員会規則」という。）第 6 条第 4 項では「授業に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする。」と規定しているのみで「授業アンケート」の実施を定めたものではない。授業アンケートの実施は、府教育委員会が定めた「評価・育成システム実施要領（平成 16 年 4 月 16 日制定。以下「府実施要領」という。）」において定められている。府教育委員会規則は、条例の委任を受けた規則ではなく、ましてや要領で定めた授業アンケートの実施が法令に基づくものにはなりえない。
- 4 現在行われている人事評価制度は、評価者と被評価者との間のコミュニケーションを通じて、組織内の意思の共有化や業務改善等にも寄与するものであり、評価者が被評価者の業務の達成状況を評価基準に照らして絶対評価で評価するものである。生徒・保護者による評価は、評価基準もなく、個々人の印象に任せられる客観性に欠けるものであり、現行の人事制度で想定されているものではない。
- 5 人事評価について裁量権があるとしても、授業アンケートを実施したことは裁量権の濫用であり、違法である。裁量により、プライバシー権を制限したり、不利益を課すことはできない。
- 6 授業アンケートにより得られる情報を職務に関する情報であるとするには飛躍があり、妥当性がない。また、強い秘匿性がないことをもって本人外収集ができるとはならない。
- 7 勤務評定を行うことに個人情報の保護を上回る公益性があるとの主張は根拠がなく、公益性を理由として本人外収集は認められない。
- 8 授業アンケートを実施しなくても、校長が自ら授業観察をすることで勤務成績の評定は可能であり、個人の権利利益を制限してまで授業アンケートを実施する理由がない。
- 9 2012 年に大阪府から授業アンケートの試行を求められたときには、実施しなかったが、その後、実施機関の担当者が変わった途端に授業アンケートの実施が決まった。現在の担当者は、条例を理解しておらず、個人情報の取扱いも杜撰であるから、誤っ

た判断をしたものである。

- 10 よって、授業アンケートは法令に基づく個人情報の本人外収集にはあたらず、条例に違反して収集された個人情報は削除すべきである。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書の記載内容及び口頭説明の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 府費負担教職員の勤務成績の評定は、地教行法第 46 条において「都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行う」と定められている。このことから、府教育委員会が定めた計画に基づき、授業アンケートを実施したのであり、法令に基づくものである。
- 2 府教育委員会は、地教行法第 46 条に規定する「都道府県委員会の計画」として教職員の「評価・育成システム」を定めている。「評価育成システム」は、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動等の充実及び学校の活性化に資することを目的とし、教職員が学校の目的達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を受けながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等による評価、取り組みの改善を行うものである。
- 3 府教育委員会規則第 6 条第 4 項では、「前項の授業に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする。」と規定しており、府実施要領の「第 3 手続き」の 4 では「生徒又は保護者による評価は、授業アンケートにより把握するものとする。」と規定されている。
- 4 府教育委員会が地教行法第 46 条に規定する勤務成績の評定に関する「計画」を策定するにあたっては、自ずと詳細な設計を行わなければならない、「評価育成システム」の実施にあたっては府教育委員会規則及び府実施要領を含めて実施することで機能するのであるから、授業アンケートの実施を含めて地教行法第 46 条の「計画」に該当する。
- 5 勤務成績の評定の方法として、評価者が評価を受ける者の申告のみならず、様々な情報を基に、多角的かつ共通の観点に基づき評価することは、地教行法第 46 条の趣旨に反するものではない。
- 6 授業アンケートは、府費負担教職員の勤務成績の評定にあたり、一つの参考とするものではあるが、授業アンケートを踏まえつつ、校長等が授業観察を通じ、指導・助言を行い、そのうえで数ある評価要素のひとつである授業力に対する最終的な評価を行うものである。
- 7 授業アンケートは、教員が職務として行った授業に関するものであり、学校教育活動の中心である授業について、子どもたちでないと気づかない要素が多く含まれていることから、魅力的な授業・わかる授業になっていたかどうかを評価するためのツールであり、個人のプライバシーを侵害するものではない。

- 8 よって、審査請求人らに係る授業アンケートを削除しないとした本件決定に誤りは無い。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、第 1 条において「自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。」と定め、市民の個人情報の収集、目的外利用、外部提供に当たっての一定のルールを規定し、行政における事務事業の適正な執行を図りつつ、個人の権利利益を保護し、市民自身が自己に関する情報の流れを管理する権利を保障するものである。

条例第 7 条第 1 項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない」ことを定め、同条第 2 項では、この例外として、本人の同意があるとき、法令等に定めがあるときなど同項各号に定める場合には、「本人以外のものから個人情報を収集することができる」ことを定めている。

条例第 42 条第 1 項は、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報が、「第 6 条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第 7 条の規定に違反して収集されているとき又は第 12 条の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしている」と思料するときには、当該自己情報の削除を請求することができる旨を定めている。

2 本件審査請求について

授業アンケートは、地教行法第 46 条に規定する「都道府県委員会の計画」として大阪府教育委員会が策定した「評価育成システム」において定められたものであり、府教育委員会規則及び府実施要領に授業アンケートの実施が規定されている。

審査請求人らは、府教育委員会規則及び府実施要領は、条例第 7 条第 2 項第 2 号の「法令等」には該当しないから、条例第 7 条第 2 項第 2 号に基づく本人外収集にあたらぬと主張するが、地教行法第 46 条において「県費負担教職員の勤務成績の評定は、（中略）都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行う」と規定されていることからすると、実施機関である豊中市教育委員会は、府教育委員会が定めた「計画」に基づいて勤務成績の評定を行う法的義務があると考えられる。

地教行法第 46 条においては、「都道府県委員会の計画」をどのような形式で定めるかについての規定はなく、府教育委員会が教育委員会規則及び要領で授業アンケートの実施を規定しているとしても、これが地教行法第 46 条の「都道府県委員会の計画」に含まれないということにはならない。

以上のことから、実施機関が府教育委員会が定めた「評価育成システム」に従って勤務成績の評定を行うことは、地教行法第 46 条に基づくものであるから、授業アンケートにより審査請求人らの情報を収集したことは条例に違反した個人情報の収集ではない。

よって、審査請求人らの個人情報を削除しないとした決定に誤りはなく、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会は、府教育委員会が定める計画の是非について審査する機関ではなく、上記は、「評価育成システム」の妥当性について判断したものではない。

平成 26 年（2014 年）11 月 11 日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子